

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
23	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和	厚生労働省	1～6
14	小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化	厚生労働省	7～12

# 予防接種の実施における説明と同意の取得について

## 現行制度

- 予防接種法に基づく予防接種については、本人に接種を受けるよう努力義務がかけられているが、**本人が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対して、接種を受けさせるよう必要な措置を講ずるよう努力義務がかけられている。**  
(予防接種法第9条)
- 予防接種法に基づく予防接種を行うに当たり、**あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。**  
(予防接種実施規則第5条の2)
- ここでいう「保護者」とは、「**親権を行う者又は後見人**」とされている。  
(予防接種法第2条第7項)

<参照条文>

■ 予防接種法（昭和23年法律第68号）

（定義）

第2条（略）

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（予防接種を受ける努力義務）

第9条 第5条第1項の規定による予防接種に係るもの又は第6条第1項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（同条第3項に係るものを除く。）を受けるよう努めなければならない。

2 前項の対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（第六条第三項に係るものを除く。）を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）

（説明と同意の取得）

第5条の2 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

# 提案事項：法定予防接種の保護者同意要件の緩和

## 主な提案の内容

法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。

## 現行制度・検討方針

要望に対して、予防接種の実施における保護者の同意について、現行制度では以下の通り。

対象	現行制度での取扱い
<p>入所児童等で<b>保護者が行方不明により</b>、保護者と連絡が取れないもの</p>	<p><b>現行制度上可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法において、入所児童等で親権を行う又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う</li> <li>「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合に、行方不明等の場合も含む</li> <li>そのため、この場合、施設長等が親権者となり、予防接種の実施に同意可能</li> </ul>
<p>入所児童等で<b>保護者の行方は分かるものの</b>、保護者と連絡が取れないもの</p>	<p><b>現行制度上不可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法において、入所児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについて<u>も、監護、教育及び懲戒に</u>関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることが<u>できる</u></li> <li>「監護」とは、児童等に必要な医療をいい、予防接種も含まれる</li> <li>一方、予防接種実施規則により保護者（親権を行う者又は後見人）の同意が必要</li> </ul> <p>⇒ <b>要望を踏まえ、児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制上の対応を含め検討していきたい。</b></p>

※ 虐待を行うなど親権者による児童の養育が不適切であり、また、正当な理由なく予防接種の実施の同意を拒むなどして児童の利益が害されているような場合には、親権停止の対象となり得るため、こうした場合には、児童相談所長が、親権停止宣告の申立と併せて、保全処分の申立をし、親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任の手続をとることにより、職務代行者たる児童相談所長の同意により定期の予防接種を受けけることは可能である。

# 料 資 考 参

# 予防接種法の概要(その1)

## 目的

- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与する
- 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る

## 予防接種の実施

### ○対象疾病

- A 類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り）  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローウイルス感染症（子宮頸がん予防）、水痘※、痘そう（天然痘）※
- B 類疾病（主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨無し。）  
インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症※

※は政令事項。（なお、現在痘そうの定期接種は実施していない。）

- 定期の予防接種（通常時に行う予防接種）
  - ・ 実施主体は市町村。費用は市町村負担（経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能。）

### ○臨時の予防接種

- ・ まん延予防上緊急の必要があるときに実施。実施主体は都道府県又は市町村。
- ・ 努力義務を課す臨時接種と、努力義務を課さない臨時接種（弱毒型インフルエンザ等を想定）がある。

※下線部は26年10月から実施

## 予防接種法の概要(その2)

### 計画及び指針の策定

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**予防接種基本計画**を策定しなればならない。
- 厚生労働大臣は、特に予防接種を推進する必要がある疾病について、**個別予防接種推進指針**を予防接種基本計画に即して定めなければならぬ(現在は麻疹、風しん、結核、インフルエンザ)

### 副反応報告制度

- 医療機関等は、予防接種による**副反応を知ったときは、厚生労働大臣※へ報告**。  
※平成26年11月25日から「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年11月27日公布)に基づきPMDAへ報告となる。
- 厚生労働大臣は、報告の状況について審議会に報告し、必要に応じて**予防接種の適正な実施のために必要な措置**を講ずる。
- 副反応報告に係る**情報の整理及び調査は(独)医薬品医療機器総合機構に委託可能**。

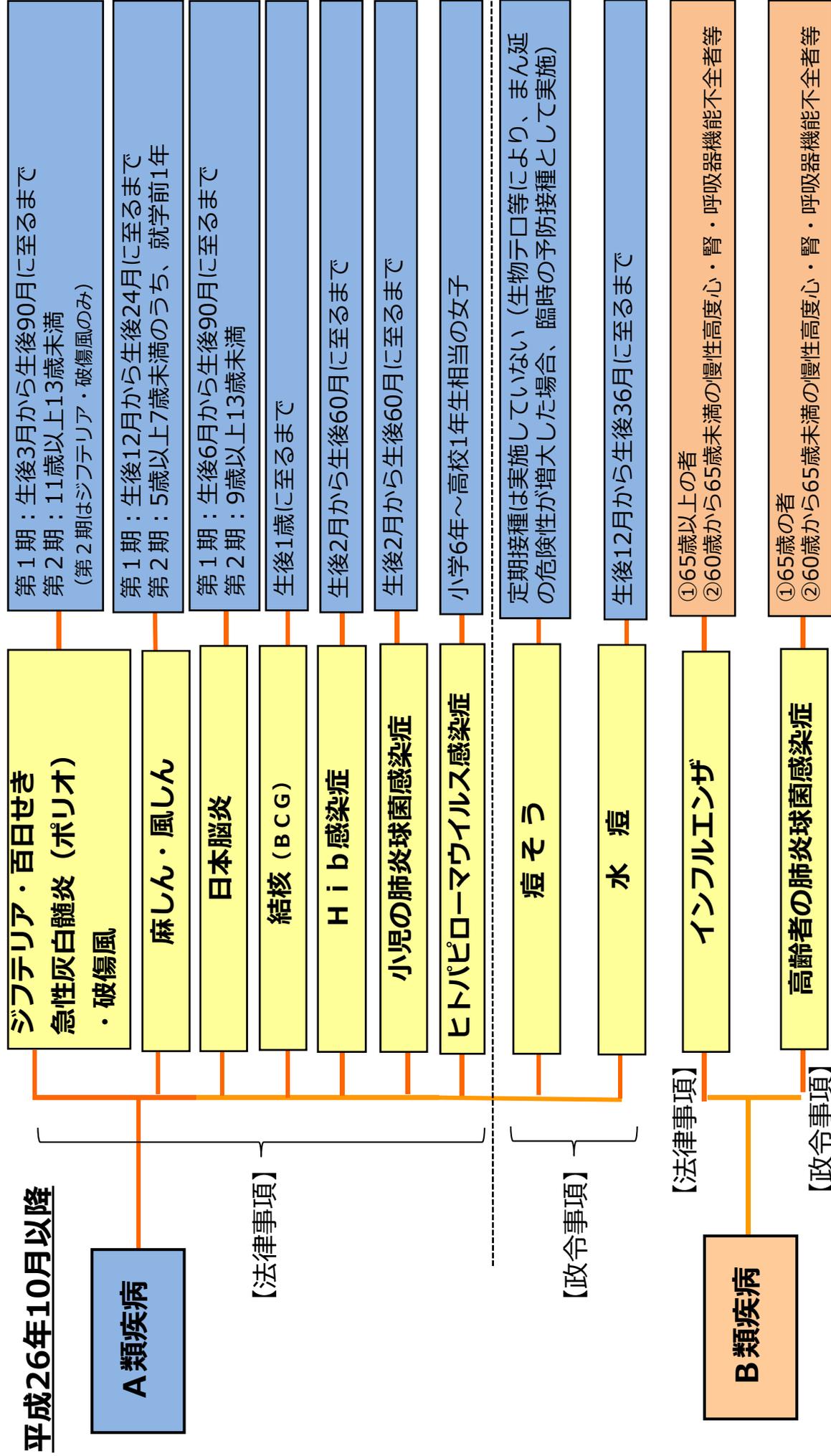
### 健康被害救済制度

- 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償(死亡一時金等)、障害年金等が支払われる。

### 審議会への意見聴取

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の立案に当たり、専門的な知見を要する事項について、**厚生科学審議会の意見を聴かなければならない**。  
(例) 定期接種の対象年齢・使用ワクチンの決定、予防接種基本計画の策定・変更など  
※ その他、国等の責務規定など所要の規定が存在

# 定期接種の対象者



※1 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。  
 ※2 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。  
 ※3 水痘・高齢者の肺炎球菌感染症は平成26年10月から実施予定であり、水痘は平成26年度限り、高齢者の肺炎球菌感染症は平成30年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。

# 地方分権改革に関する地方自治体等からの 提案への考え方

（近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化）

平成27年8月3日

厚生労働省健康局水道課

# 水道事業の認可制度について

- 水道事業は、国民生活にかけがえのない飲用に適する水の供給を行う公益性の高い事業。
- 水道事業者には、将来にわたり給水区域内の需要者が必要とする量の水を供給をすることが義務づけられている。

水道法第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。(省略)

- 将来人口及び給水量の設定は事業経営の根幹をなすものであることから、水道法において認可に際し、「給水人口及び給水量の算出根拠」を事業計画に記載しなければならないと規定している。

認可の申請書類(申請書、事業計画書、工事設計書、その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。))

事業計画書に記載する事項

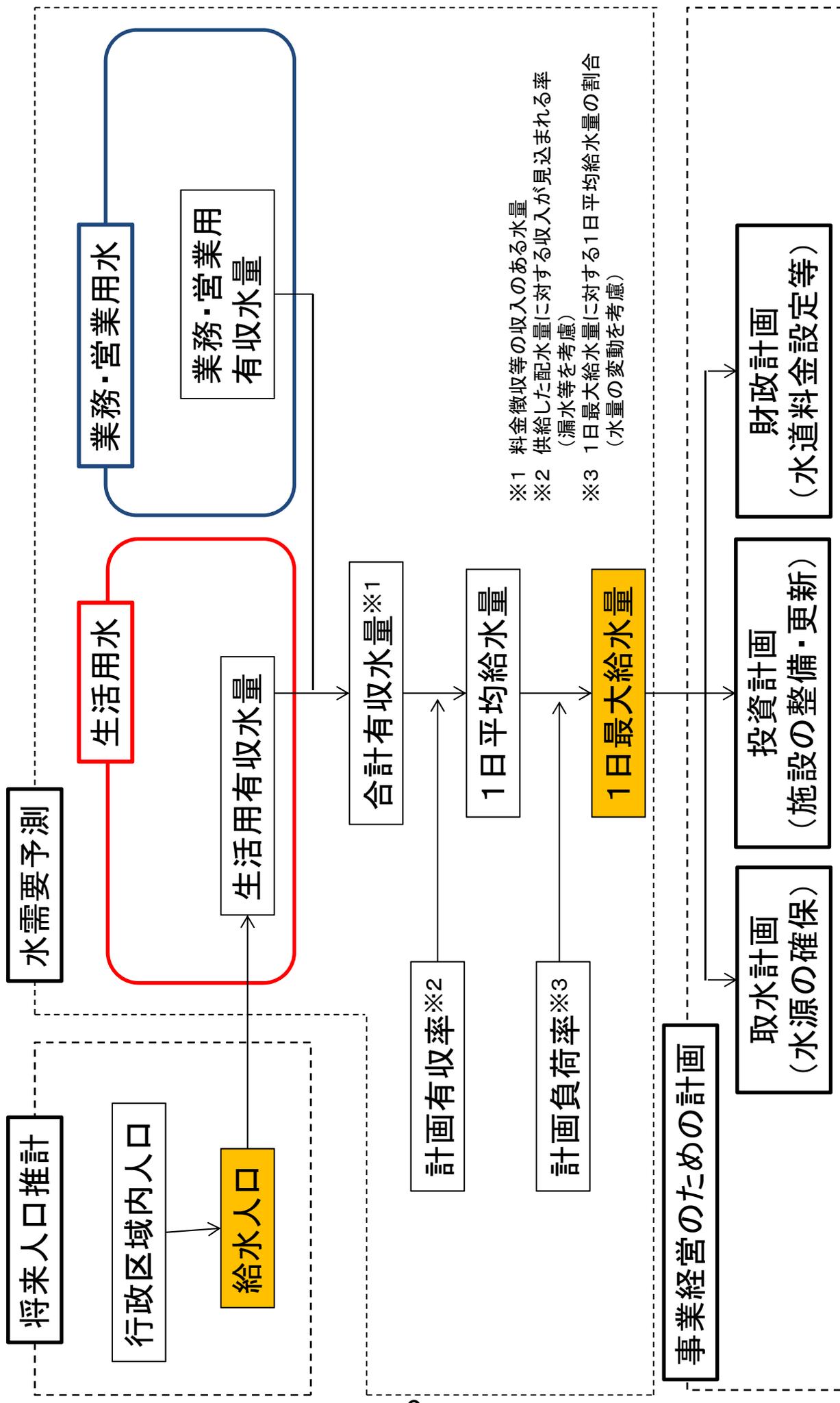
- ①給水区域、給水人口及び給水量
- ②水道施設の概要
- ③給水開始の予定年月日
- ④工事費の予定総額及びその予定財源
- ⑤給水人口及び給水量の算出根拠
- ⑥経常収支の概算
- ⑦料金、給水装置工事の費用の負担区分その他供給条件
- ⑧その他厚生労働省令で定める事項

## 提案者の提案事項

- 小規模な給水区域の変更に限り、
- a. 給水人口及び給水量の算出根拠の提出を省略する  
または
  - b. 前回の水需要予測の結果を用いることができることとする  
(小規模な給水区域の水需要予測を実施しない。)

申請書類をもとに、水道事業が確実かつ合理的であるか等を審査した上で、申請者に対して、水道事業の経営を認可。

# 将来人口推計及び水需要予測の重要性について(参考)



## 認可の基準について(参考)

### 【水道法第8条第1項】

水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

水道事業は、公共の福祉、利益の増進に資する観点から、需要者の意向を勘案し、**広く不特定多数の者の日常的な需要に応じるものでなければならぬ**。この場合、水道事業は、継続的的事业であるから、相当長期にわたる**将来を見通しての需要にも対応**できるものでなければならぬ。

- 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。

水道計画は確実に実施されるもので、かつ、その計画が**技術的、財政的観点等から合理的**でなければならぬ。また、計画の全般にわたり、**的確性、実現可能性、経済性等の広い観点から、その確実性と合理性を確保する必要がある**。

- 三 水道施設の工場の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
- 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあっては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

上記一及び二を確認するため、給水人口及び給水量の算出根拠(将来人口推計及び水需要予測)の提出が必要

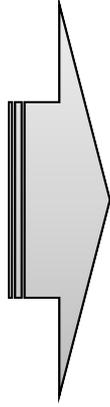
水道事業運営に大きな影響を与える変更  
⇒ 今後の水需要等を見通した事業計画等の策定が必須

### 【水道法第10条第1項】

水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ(軽微な変更等は届出)。

# 水需要予測の簡素化について

平成22年3月25日付け事務連絡により、**事業認可又は届出の手續において同種作業の重複を避ける**ため、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がない場合として、以下の**4項目全てを満足する場合は、水需要予測を簡素化※することができ**ることとなっている。



※「簡素化」とは、前回の確認等の水需要予測の結果を用いることをいう。

## 水需要予測の簡素化の要件

- ① 申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価における目標年度を超えていない。
- ② 前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。
- ③ 前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。
- ④ 交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認可から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。

## 簡素化が可能な事例



# 給水区域の拡張における水需要予測の簡素化

## ケース1：未普及区域への拡張

既存給水区域（認可給水人口：8万人）

現在給水人口：5万人

従前の予測人口：5万人 → 従前の予測が適当（ケース①）

従前の予測人口：7万人 → 従前の予測が不適当（ケース②）

未普及区域への拡張

現在給水人口：2千人

将来人口は不明

企業立地等、今後水需要が増加することもあり得る。

## ケース1-①：既存給水区域簡素化要件合致

＋未普及区域への拡張

拡張区域の水需要を満足する供給能力を有するか確認する必要があるため、**拡張区域のみ水需要予測が必要**

## ケース1-②：既存給水区域簡素化要件不適合

＋未普及区域への拡張

区域全体の水需要予測が実績と乖離しているなど、水道事業を取り巻く社会経済状況に変化があり、水道事業の適正を確保するため、**区域全体の新たな水需要予測が必要**

## 提案者事例

### ケース2：隣接事業者の一部編入

既存給水区域（認可給水人口：8万人）

現在給水人口：5万人

従前の予測人口：5万人 → 従前の予測が適当（ケース①）

従前の予測人口：7万人 → 従前の予測が不適当（ケース②）

隣接事業者の一部区域を編入

現在給水人口：2千人

従前の予測人口：2千人 → ア

従前の予測人口：5千人 → イ

隣接事業者

## ケース2-①：既存給水区域簡素化要件合致

＋近隣事業者の一部区域編入

(ア) 既存区域・拡張区域ともに簡素化の要件を満たしている場合は、**新たな水需要予測は不要**

(イ) 拡張区域が簡素化の要件を満たしていない場合は、**ケース1-①と同様、拡張区域のみ水需要予測が必要**

## ケース2-②：既存給水区域簡素化要件不適合

＋近隣事業者の一部区域編入

区域全体の水需要予測が実績と乖離しているなど、水道事業を取り巻く社会経済状況に変化があり、水道事業の適正を確保するため、**区域全体の新たな水需要予測が必要**（※拡張区域が簡素化の要件を満たしている場合は、既存区域のみ水需要予測を実施することも可）

提案者事例では、「従前の予測と現状の実績に乖離が生じている」状況であり、ケース2-②に該当